

## 輸出許可申請の「ABC」

米満 啓

### 1. はじめに

本稿で扱うのは、輸出許可申請に関して提出書類通達で定める提出書類パターンです。大分類でA,B,C…Fの6種、小分類も入れると13種があります。

正直に言って私は、この13種類の区別・使い分けがほとんど頭に入っておりませんでした。もちろん通達の表を見れば、その案件でどんな書類を用意すればよいかは分かります。しかし

- ・ 大分類ABC～Fはどういう基準で分けているのだろうか？
- ・ 個々の細目（たとえばD1～D6）はどう違うのだろうか？ どれも似たような中身じゃないか。どんな意味があって細目を分けているのだろうか？

といった思いをずっともっておりました。要するに「分かっていない状態」のまま「書いてある通りにやっとうこう」だったわけです。このたび（行政書士免許を得て）「業として」許可申請に取り組むことになって、これではイカンと整理を思い立ちました。

以下、次の順序で議論を進めます。

2節で「基本パターン」であるA・B・Cの要求書類を押さえます。

3節で項番別（国際レジーム別）に書類パターンを整理します。

…[3-1](#)；NSG、[3-2](#)；AG、[3-3](#)；MTCR、[3-4](#)；WA、[3-5](#)；1項品

（なおWA対象品のうち貨物等省令7条三号ハ／ホ品の「ち」地域向けについては、通達の規定内容に疑問があるので、[附録](#)で考察します）

ところで本稿の利用価値は、A～Fの性格・書類構成の簡明なまとめというところにあると思います。そこで考察結果の要点を予めまとめておくことにします。

各パターンの書類構成は下記リンクを利用して御覧下さい。

- i 大部分の項番の申請は、ABCの3類でカバーできる。（必要書類は[こちら](#)を参照）
- ii DEFの3類は、特殊な項番専用の特殊な書類パターンである。

D	AG品すなわち3項・3の2項専用（必要書類は <a href="#">こちら</a> を参照）
E	武器すなわち1項専用（必要書類は <a href="#">こちら</a> を参照）
F	高性能コンピュータすなわち4項／8項専用（必要書類は <a href="#">こちら</a> を参照）

- iii 難度の順番は概ね次の通り

A	低難度。「申請内容明細書」提出不要だから。
B1	中難度。「申請内容明細書」提出要するため。
B2・C	高難度。需要者の事業内容資料や誓約書も求められるため。
D～F	もっと高難度。そもそも特殊な項番専用なのだからやむなし。

- iv ややこしいD1～D6の区別については[3-2-3](#)で整理

## 2. 「基本型」A・B・Cパターン

前節で述べたように、大半の案件（仕向地・項番の組み合わせ）の申請は、A～Cの3類でカバーされます。

本節ではそれぞれどんな書類が要求されるのか、どこに難度の違いがあるのか見ていきます。

### 2-1 要求書類

提出書類通達別表4からA～Cのエッセンスを対比表にまとめてみました。

	A	B1	B2	C
申請書	○	○	○	○
申請理由書	○ <sup>i</sup>	×	×	×
申請内容明細書	×	○	○	○
契約書コピー	○	○	○	○
貨物資料 別1対比資料	▲ ※原則不要	▲ ※原則不要	○ <sup>ii</sup>	○
カタログ類	▲ ※原則不要	▲ ※原則不要	○ <sup>ii</sup>	○
需要者資料（事業内容・存在確認に資する）	×	×	○ <sup>iii</sup>	○
誓約書	×	×	△ <sup>iv</sup> ※需要者未定の場合のみ要 （様式3使用）	○ ※様式2 <sup>v</sup> or 3で
2項(12)品の場合の説明資料	×	×	×	○

上表のi～vに注目しながら、各パターンの難度について考えます。

2-2 難度の段差はどこにある？

- i A パターンのみが申請理由書提出。B1 からは内容明細書提出するため、輸入者・需要者の詳細情報を記載要。⇒**A と B1 以下の間に大きな段差**

申請理由書の記載項目	内容明細書の記載項目 (非常に多い)
・チェックリスト受理番号	同左
・貨物名 (商品名、型番及び等級)	同左
・該当項番	同左
・その他 (使用場所と用途)	同左
/	・輸入者情報 名称、所在地、資本金、設立時期、年間売上 従業員数、事業内容、URL、 出資者の名称、事業内容、出資比率、URL、国籍 役員の氏名、肩書、国籍 主要取引先の名称、事業内容、URL、国籍
	・需要者情報 輸入者情報の欄で挙げた諸項目のほかに 使用する部門の名称と所在地

- ii **A・B1 パターンは貨物資料が、原則不要。B2 からは必須。**

⇒**貨物資料要否の影響は案外小さい。**最近ではメーカーの協力により貨物資料の入手が比較的容易になったため。

- iii **A・B1 パターンは需要者資料不要。B2 からは必要。**

場合によっては、申請内容明細書の記載事項のすべてに対して、需要者資料での裏取を要求されることもある。極端なケースでは役員氏名が全員記載された資料を要求されることも。(あくまでも「極端なケース」です)

また誓約書は代表権者の署名が要求されるので、万一記載内容に不備・欠陥があった場合再度需要者の代表者(≒社長さん?)に署名をしなおしていただくかなくてはならない。

⇒**この差は大きい!**

- iv **誓約書は B1 まで不要。B2 は需要者未定案件で必要。C は案件問わず必要。**

⇒**この差は大きい!**

誓約書の記入不備で受理されないケースは多いため。C パターンの「必ず提出」まで来ると負荷は相当なレベルになる。

- v 様式 2 は需要者確定案件用、様式 3 は需要者未定案件用。

### 2-3 「基本型」を出発点に見ていこう

次節からは、国際レジーム別（つまりは項番別）に書類パターンを見ていきます。

その際、本節で述べた「基本型」を理解すると、2つの意味で役立つので、予め記しておきます。

それは第1に、勿論「基本型」のA～Cが使われている項番が多いことです。  
すなわち「かなり安心な地域はA」「まあまあ安心な地域はB（B1orB2）」「それ以外はC」の3段階方式が多く項番に用いられているのです。

第2には、「基本型」でない項番の場合も、多くの場合それに類似した3段階方式が用いられています。従って「この項番では『基本型』からここが変わっているのだな」といった具合に理解することが可能だからです。

「基本型」から外れた申請のみ紫で網掛け

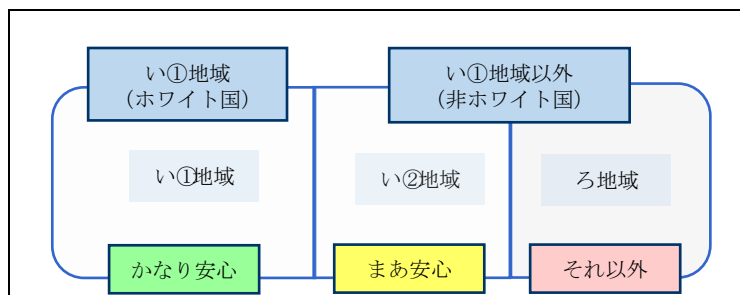
仕向地			かなり安心	まあ安心	それ以外
規制項番					
武器(1項)			E(E1とE2)		
NSG(2項)	Part1 品目	少量の重水素化合物試薬…2(3)	A	B (B1)	C
		原子炉用でない人造黒鉛…2(4)			
		それ以外(ほとんどの Part1 品)	B (B1)	B (B1)	C
	Part2 品目		A	B (B1)	C
AG(3項・3の2項)	CWC	3項(1)のうち	B (B1)	B (B1)	D(D1～D6)
	Schedule 1B 品	省令 2 条 1 項 三 号 イ ～ ハ			
	それ以外		A	B (B1)	D(D1～D6)
MTCR (4項)	4項(1)～(2)		B (B1)	B (B1)	C
	4項(3)～(26)	省令 7 条 三 号 ハ 該 当	A	F	F
それ以外(普通の品)		B(B1)		C	
WA (5～15項)	5～13項	告示貨物	A	B(B2)	C
	ワケアリ品	省令 7 条 三 号 ハ / ホ 該 当	A	F	A
		それ以外(普通の品)	A	A	C
	14項		A	B(B2)	C
	15項		A	C	C

### 3. 国際レジーム別の地域区分

#### 3-1. NSG 関連項番 (2 項)

3 段階分類	具体的には
かなり安心	「い①」；ホワイト国
まあ安心	「い②」；非ホワイト国だが NSG に加入しており、かつ比較的安心な印象の 14 개국 4 大国際輸出管理レジーム全加入のウクライナ・トルコ 核兵器開発放棄を宣言したブラジル・南ア 旧ソ連では、(ウクライナその他) カザフ・ベラルーシ・バルト三国 東欧では、スロバキア・スロベニア・ルーマニア 地中海のキプロス・マルタ
それ以外	「ろ」；上記以外

図で示すと



この3地域を「安心度」で順序付けすると

「い①」 > 「い②」 > 「ろ」  
逆に「ややこしさ」でいえば  
「い①」 < 「い②」 < 「ろ」  
となります。

以上を踏まえて書類パターンを見ると

仕向地			かなり安心 (い①)	まあ安心 (い②)	それ以外 (ろ)
規制項番	Part1 品目	少量の重水素化合物試薬…2(3) 原子炉用でない人造黒鉛…2(4)	A	B (B1)	C
		それ以外(ほとんどの Part1 品)	B (B1) <sup>i</sup>	B (B1)	C
	Part2 品目 <sup>ii</sup>		A	B (B1)	C

i 「ほとんどの Part 1 品」が「い①」向けでも B1 パターンなのは、それだけ品目としての機微度が高いことの顕われといえる。(さすがに原子力専用品だけある)

ii 提出書類通達は、Part2 品のうち「告示貨物・14 項・15 項との重複該当品」について別段の規定を設けているが「そのような重複該当」は論理上存在しないので上表では触れなかった。

上記説明見てもピンとこない(提出書類通達別表1の記述とのつながりが見えない)方が多いかと思います。そこで次頁であらためて整理しておきます。

輸出令 2 項の細目別に整理すると

輸出令		い①	い②	ろ	備考 (NSG の扱い等)
2 項(1)～(2)		B1・本省	B1・本省	C・本省	Part1
2 項(3)	但し少量の試薬・標準物質	A・局	B1・局	C・本省	Part1
	上記以外	B1・本省	B1・本省	C・本省	
2 項(4)	但し省令 1 条四号イ (原子炉用)	B1・本省	B1・本省	C・本省	Part1 の記述は”for use in a nuclear reactor”。原子炉用でなくても一定規格満たすものを政府裁量で規制に加えた。汎用品という意味では Part2 と同じ性格といえる。
	但し省令 1 条四号ロ (原子炉用でないが寸法など一定条件満たすものを「原子炉用に用いることができる」として規制)	A・局	B1・局	C・本省	
2 項(5)		B1・本省	B1・本省	C・本省	Part1
2 項(6)	但し Li 同位元素分離装置	A・局	B1・局	C・本省	Part2
	但し核燃料物質成型加工装置	B1・本省	B1・本省	C・本省	Part1
2 項(7)		B1・本省	B1・本省	C・本省	Part1
2 項(8)	但し省令 1 条八号イ	B1・本省	B1・本省	C・本省	Part1
	但し省令 1 条八号ロ	A・局	B1・局	C・本省	Part2
2 項(9)		A・局	B1・局	C・本省	Part2
2 項(10)	但し省令 1 条十号イ	B1・本省	B1・本省	C・本省	Part1
	但し省令 1 条十号ロ	A・局	B1・局	C・本省	Part2
2 項(10 の 2)		B1・本省	B1・本省	C・本省	Part1
2 項 (11) ～ (52)		A・局	B1・局	C・本省	Part2

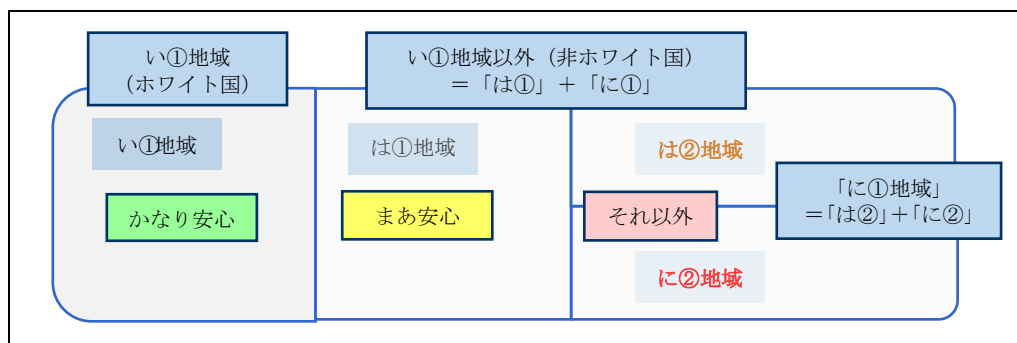
(要求書類の詳細は [こちらの表](#) を参照)

### 3-2. AG 関連項番 (3 項・3 の 2 項)

#### 3-2-1 地域区分はどうなっているか

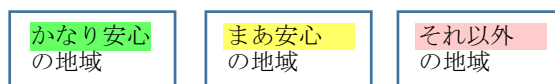
AG 関連項番も地域区分は 3 段階です。具体的にどうなっているかという

3 段階分類	具体的には
かなり安心	「い①」; ホワイト国
まあ安心	「は①」; 非ホワイト国だが AG に加入しており、かつ比較的安全的な印象の 10 か国 4 大国際レジーム全加入のトルコ (※ ウクライナは漏れ「に①」「は②」に) 旧ソ連では、(ウクライナ他) バルト三国 (※ カザフ・ベラルーシは AG 未加入) 東欧では、スロバキア・スロベニア・ルーマニア 地中海のキプロス・マルタ アイスランド
それ以外	「に①」; 「い①」と「は①」以外 (「は②」 + 「に②」ともいえる) なお前頁で CWC の Schedule 1B・2A・2B 品については、「に①」のうち一部の地域向けは「たとえ申請しても許可しない」とされている。それが「に②」であり、すなわち次の 11 か国 アンゴラ・イスラエル・エジプト・カンボジア・コソボ・シリア・ソマリア 台湾・南スーダン・ミャンマー・北朝鮮 CWC の Schedule 1B・2A・2B 品について左記「に②」以外の地域向けなら「まだしも申請すれば許可発給の可能性」あり。それが「は②」 敢えていうなら「普通の国」; すなわち「に①」 - 「に②」の諸国



以上を踏まえ、実際にどんな書類セットを出すかを次頁で述べます。

### 3-2-2 項番（細目）別の書類セット



輸出令	省令項番	い①	は①	は②	に①	に②	備考	
3項(1)	2条1項一号	A・局	B1・局		D1・本省		CWC 言及なし	
	2条1項二号 イ～ハ	A・局	B1・局	D3・本省		×(不許可)	CWC の Schedule2A 品	
		A・局	B1・局	D3・本省		D4・本省	Schedule3A 品	
	2条1項三号	イ～ホ	B1・本省	B1・本省	D2・本省		×(不許可)	CWC の Schedule1B 品
			A・局	B1・局	D3・本省		×(不許可)	Schedule2B 品
		レ～ヤ	A・局	B1・局	D3・本省		D4・本省	Schedule3B 品
3項(2)	2条2項	A・局	B1・局		D5・本省		CWC 対象外	
3の2項(1)	2条の2第1項	A・局	B1・局		D6・本省		CWC 対象外	
3の2項(2)	2条の2第2項	A・局	B1・局		D5・本省		CWC 対象外	

(要求書類 A～C の詳細は [こちらの表](#)、D については次頁を参照)

上表を見て気が付くことを挙げてみます。

- ① 「基本型」と同様、地域は3段階に分けられているが、「それ以外」地域に C の代わりに D 類 (D1～D6) が登場している。…「基本型の変種」という感じですね。
- ② D1～D6 (非常に紛らわしい) の理解が必要。 3-2-3 で論じます
- ③ CWC の規制リスト品については「それ以外」地域を「は②」と「に②」に細分して扱い、CWC 品以外の「それ以外」地域を細分化せず(「に②」のみ)扱っている。
- ④ CWC 規制品の中でも Schedule 1B・2A・2B 品は特に厳重な扱い、3A・3B 品の扱いはやや緩やか。

背景となっている CWC の Schedule 間の段差は概ね次のように理解できるでしょう。

Schedule	毒性の評価	原料としての評価	備考(化学兵器禁止法2条での扱い)
1	高度な危険	規制物質生産の「単一の最終段階」で使用	特定物質；化学兵器製造に用いられる「おそれ」が高い
2	相当な危険	生成の最終段階における「化学反応の1」で使用	第1種指定物質；「おそれ」があるかつ他用途の用例少ない
3	危険	生産において重要	第2種指定物質；「おそれ」あり しかし他用途の用例まあり

それゆえに Schedule1 と 2 は「特に厳重」に、3 は「やや厳重」に扱うということです。  
なお Schedule1A 品目は 3項(1)ではなく (もっと厳しい) 1項(13)で規制されます。



### 3-2-3 小分類 D1～D6

前頁②で提起した「それ以外地域」向け書類セットの解説です。

6つもパターンがあって消化不良になりそうですが、全部丸暗記などと張り切る必要はありません。モノの性質に着目（次の3つに大別）して考察を進めましょう。

- ┌ 化学品…3 項(1)……………D1～D4
- ├ 機材…3 項(2)・3 の 2 項(2)…D5
- └ 生物品…3 の 2 項(1)……………D6

	D1	D2	D3	D4	D5	D6
申請書					○	
申請理由書					×	
申請内容明細書					○	
契約書コピー					○	
貨物資料 別 1 対比資料					○	
カタログ類					○	
需要者資料(事業内容・存在確認に資する)					○	
誓約書	○ <sup>i</sup> ※様式 2 or3	○ ※様式 4	△ <sup>ii</sup> ※様式 4	○ ※様式 4	○ <sup>i</sup> ※様式 2 or3	
当該貨物の調達実績・最終製品の生産状況に関する資料					○	×
プラントの製造フロー資料	○	○	△ <sup>ii</sup>		○	×
輸入国政府の証明書		×			○ <sup>iii</sup>	×
当該貨物に関する需要者の利用能力資料				×		○

i D1・D5・D6 の誓約書が「様式 2（需要者確定用） or 様式 3（需要者未定用）」となっているのは、ストック品としての販売も許容されることを意味する。言い換えれば D2～D4 は需要者未定での許可取得×。背景は、D2～D4 が CWC 規制品だからと思われる。

では、様式 2 と様式 4 の差は？

様式 4 は CWC 品固有の懸念事項に対応した、より気合の入った書式で、再輸出・再移転禁止という点で厳しい内容となっている。（様式 2 では「輸出者の事前同意ある場合に限り再輸出」、「移転先が、民生事業を行っており、かつ経産省の規定する誓約事項を受け入れる場合のみ国内再移転」を許容している）

様式 2・3・4 の対比は次頁の通り

	基本的性格	貨物用途	再輸出・再移転
様式 2	・他レジーム品と共用 ・需要者確定案件用	要記入	原則不可(輸出者事前同意あれば可能)
様式 3	・他レジーム品と共用 ・需要者未定案件用	記入不要*1	同上
様式 4	・CWC 品専用 ・需要者確定案件用 (未定案件は申請不可)	要記入*2	不可

\* 1 様式 3 は具体的用途記入不要だが、「懸念分野に不使用」と「民生用途に限る」旨が誓約文言に含まれている。

\* 2 「専ら平和的な研究、医療、製薬又は防護目的」を誓約。文言は様式 2・3 と異なるが実質的には大差ないと言える。

### 3-2-4. まとめとして仕向地の機微度と組み合わせて考えると

省令細目	は②	に②	考察
2 条 1 項 一号	<b>D1</b> 誓約書は 様式 2・3 で可	<b>D1</b>	様式 4 が要求されぬことから <u>普通(他レジーム品並)</u> の厳格さと言える、CWC リスト外だからか。
2 条 1 項 三号イ～ホ	<b>D2</b> 誓約書は様式 4	<b>不許可</b>	CWC の 1B 品だけに最も厳しい
2 条 1 項 二号イ～ハ 三号へ～タ	<b>D3</b> 誓約書は様式 4	<b>不許可</b>	「は②」は少量案件の誓約書省略制度の分だけ、1B 品より緩やか。とはいえ 2A・2B 品ゆえに厳しい面あり「に②」向けは不許可。
2 条 1 項 二号ニ～ト 三号レ～ヤ	<b>D3</b> 誓約書は様式 4	<b>D4</b> 誓約書は様式 4	様式 4 が要求される点は厳しいが 3A・3B 品ゆえに「に②」も申請可能。その場合輸入国政府の証明書が要求される。

### **D5 (機材の申請用)** はどうかというところ

省令細目		は②	に②	考察
2 条 2 項	CWC リスト外	<b>D5</b>	<b>D5</b>	2 条 1 項一号同様 CWC リスト外品であり、取扱いの基本線も同じ。 (誓約書が様式 2・3 であること。「は②」と「に②」の扱いに差をつけぬこと。etc.) 但し CWC 規制品の製造に使われる可能性は心配なので、製造フロー情報も求められる。
2 条の 2 2 項	生物兵器関係品ゆえ CWC 無関係	<b>D5</b>	<b>D5</b>	基本的に上記 2 条 2 項品と同じ。

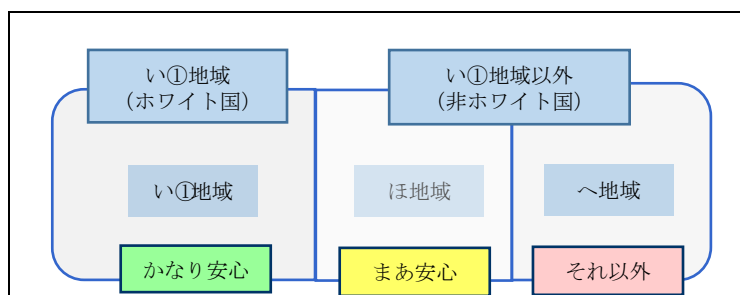
### 生物品… 3 の 2 項(1)…対応の D6 は

- ・化学兵器規制とは一線を画すこと、当該生物品を原料として別種の懸念貨物を製造するケースが非現実的に思われること、などから製造フロー情報は求められない。(D1～D5 と違って)
- ・その他は概ね D1・D5 に類似。但し「当該貨物に関する需要者の利用能力資料」が要求されるのは警戒心の顕われと言えるでしょう。

### 3-3. MTCR 関連項番（4 項）

#### 3-3-1 地域区分はどうなっているか

3 段階分類	具体的には
かなり安心	「い①」；ホワイト国
まあ安心	「ほ」；非ホワイト国だが MTCR に加入しており、かつ比較的安全な印象の 5 か国 4 大国際レジーム全加入のトルコ・ウクライナ アイスランド・ブラジル・南ア
それ以外	「へ」；上記以外



#### 3-3-2 項番（細目）別の書類セット

輸出令	い①	ほ	へ	備考
4 項(1)～(2) <sup>i</sup>	B1・本省	B1・本省	C・本省	
4 項(3)～(21)	A・局	B1・局	C・本省	※ 1
4 項(22)	但し省令 7 条三号ハ非該当	A・局	B1・局	C・本省
	但し省令 7 条三号ハ該当 <sup>ii</sup>	A・局	F・本省	F・本省
4 項(23)～(26)	A・局	B1・局	C・本省	※ 1

（要求書類 A～C の詳細は[こちらの表](#)を、F は次頁を参照）

※ 1 4 項に加えて「告示貨物 or14 項 or15 項にも該当する」ケースが通達では述べられているが、そのような「4 項 + α の同時該当」の品目は存在しません。（論理的にありえない） よって上表には取り上げず。（2 項の場合と同様）

4 項品で「基本型」から外れるのは次の 2 つ

- i 4 項(1)～(2)。さすが「Complete Delivery Systems/Subsystems」の規制品だけあって「い①」向けであっても B1 パターン。
- ii 省令 7 条三号ハ該当の高速コンピュータ。単にロケット搭載用というだけなら「基本型」だが、高速コンピュータとあっては特別扱いとなります。（必要書類は次頁で詳述）

3-3-3 高速コンピュータ用の F セット

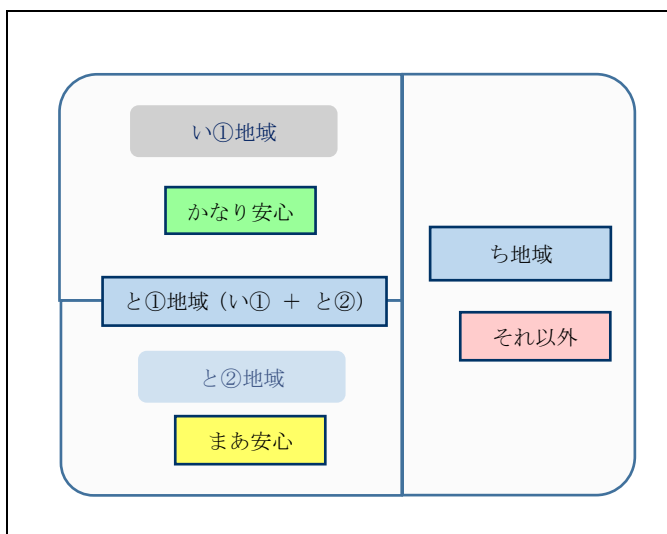
対比の便のため C セットも併記

	F	C
申請書	○	○
申請理由書	×	×
申請内容明細書	○	○
契約書コピー	○	○
貨物資料 別 1 対比資料	○	○
カタログ類	○	○
需要者資料（事業内容・存在確認に資する）	○	○
需要者誓約書	○ ※様式 2	○ ※様式 2
輸入者誓約書	○	×
輸送時におけるサービス又は施設使用に関する資料	○	×
貨物の使用場所及びコンピュータアクセスの限定管理方法に関する資料	○	×

### 3-4. WA 関連項番 (5～15 項)

#### 3-4-1 地域区分はどうなっているか

3段階分類	具体的には
かなり安心	「い①」；ホワイト国
まあ安心	「と②」；非ホワイト国だが <b>特段のワケアリ</b> （「ち」）に当たらぬ地域
それ以外	「ち」；ワケアリの 11 か国すなわち <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出令別表第 4 の 3 か国（イラン・イラク・北朝鮮）</li> <li>・同別表第 3 の 2 の 8 か国（アフガン・中央アフリカ・旧ザイール=コンゴ民主共和国・エリトリア・レバノン・リビア・ソマリア・スーダン）</li> </ul>



提出書類通達では「い①+と②」をまとめて「と①」という分類を作っていますが却ってわかりにくいように感じます。本稿では「と①」を「い①」・「と②」に分けた書き方を中心にして話を進めます。

上図で「い①」と「と②」の位置関係について微妙な描き方をした理由を記します。

WA 関連項番のうち、**普通**の規制品目については下表の「標準パターン」で扱われますが、**ちょっと特殊な SL (Sensitive List)・VSL (Very Sensitive List)・ML (Munition List)** の品目と APP 規制該当のコンピュータは「厳格パターン」に従います。地域区分との関係でいえば、「標準パターン」は「と①」・「ち」の 2 つ、「厳格パターン」は「い①」・「と②」・「ち」の 3 つにより手続きが変わるというわけです。

パターン	内容
標準パターン (SL・VSL・ML・APP 規制コンピュータ以外。すなわち告示貨物 14 項・15 項・省令 7 条三号ハ／ホ以外の品目)	「と①」(優遇)・「ち」(厳格) の 2 分類
厳格パターン (SL・VSL・ML・APP 規制コンピュータ。すなわち告示貨物 14 項・15 項・省令 7 条三号ハ／ホ品目)	上記から「と①」を 「い①」(優遇)・「と②」(普通) に分割。 つまり分類は 「い①」(優遇)・「と②」(普通)・「ち」(厳格) の 3 段階

3-4-2 項番（細目）別の書類セット

かなり安心とまあ安心  
が混ざった地域

輸出令		い①	と①	と②	ち	備考
5項～7項	但し非告示貨物		A・局		C・本省	
	但し告示貨物	A・局		B2・本省	C・本省	
8項	但し告示貨物・省令7条三号ハ／ホのいずれも該当せず		A・局		C・本省	
	但し告示貨物	A・局		B2・本省	C・本省	
	省令7条三号ハ／ホ該当	A・局		F・本省	A・本省	※1
9～13項	但し非告示貨物		A・局		C・本省	
	但し告示貨物	A・局		B2・本省	C・本省	
14項		A・局		B2・本省	C・本省	
15項		A・局		C・本省	C・本省	※2

上表では提出書類通達の書きぶりによって、地域区分として「と①」（＝「い①」＋「と②」）を用いましたが、これだと中身が理解しにくいかと思います。（それが理由か、運用通達は「と①」の代わりに「い①」「と②」の区分を用いています。私たちがそれでやってみましょう）

輸出令		い①	と②	ち	備考
5項～7項	但し非告示貨物	A・局	A・局	C・本省	
	但し告示貨物	A・局	B2・本省	C・本省	
8項	但し告示貨物・省令7条三号ハ／ホのいずれも該当せず	A・局	A・局	C・本省	
	但し告示貨物	A・局	B2・本省	C・本省	
	省令7条三号ハ／ホ該当	A・局	F・本省	A・本省	※1
9～13項	但し非告示貨物	A・局	A・局	C・本省	
	但し告示貨物	A・局	B2・本省	C・本省	
14項		A・局	B2・本省	C・本省	
15項		A・局	C・本省	C・本省	※2

（要求書類 A～C の詳細は [こちらの表](#) を、F は [こちらの表](#) を参照）

※1 省令7条三号ハ／ホ該当の高性能コンピュータは高機微度ということで、「基本型」とは別のパターンとなっています。しかしかくも機微な品目に対し「ち」向けを A パターンと定めているのは面妖なこと。これについては附録で詳しく論じます。

※2 15項品は VSL 指定を受けているだけあって、「まあ安心」な「と②」向けでも C パターンと定めています。

### 3-5 武器の E パターン

小分類 E1 と E2 の棲み分け

	輸入品の不具合に対応して貰う為の返送	クレーム外
スポーツ・狩猟用の銃・銃弾 救命銃・銚銃・リベット銃と銃弾など (≒通常兵器おそれ省令別表の一号品)	E2 (局申請)	
上記以外の 1 項品	E1 (本省申請)	窓口で個別に申請方法相談 <sup>i</sup>

武器に関しては地域による区別は示されていません。

もともと武器は「防衛装備移転三原則」の対象品ですから、スポーツ用などのヤワなものを除くと、そもそもコマーシャルベースでの輸出自体がかなり特殊なことといえるでしょう。当然、審査も相当に厳しいものとなる筈。つまり非クレーム案件で「こうやればいけるよ」という「勝利の方程式」など存在しないのではないのでしょうか？

それゆえ i の「地域を問わず、都度窓口で相談」は、「これは難しいよ。通せるとしたらどういいう書類を出して貰えばいいのかね」という意味に理解するのが近いのではないかと思います。

そんなわけで（「ヤワなもの」と「クレーム品対応」に限りますが）必要書類は

	E1	E2
申請書		○
申請理由書		○
修理依頼書・承諾書	○	×
当初輸入時のインボイス	○	×
契約書コピー	×	○
カタログ類	×	○

《附録》 高性能コンピュータ用の F パターンの謎

F パターンが要求されるのは次の「4 項パターン」と「8 項パターン」です。

- 「4 項パターン」；4 項(22) / 省令 7 条三号ハ該当…ロケット搭載用コンピュータ
- 「8 項パターン」；8 項 / 省令 7 条三号ハ or ホ該当…汎用コンピュータ

3-4-3 で「8 項パターン」の申請について、「まあ安全」な「と②」向けですら「F」が要求されているにもかかわらず、「それ以外（ワケアリ）」の「ち」向けが「A」で可であることに疑問を呈しました。

この問題を、一般論から、また提出書類通達における他記述との整合性の観点から、考えてみます。

i 一般論からの考察

書類セットとして「F が A よりヘビー」であることは、みなさん先刻御承知の通りです。

なぜなら「A」では申請内容明細書も、需要者の存在確認・事業内容資料も、また誓約書も不要。一方、「F」では今挙げたすべてが必要で更にそのうえ、輸入者誓約書ほかの書類も提出しなければならないのですから。

そして地域区分としては「ち」が「と②」よりはるかにややこしい国ぞろいであることも御承知の通りです。

それなのに、「よりややこしい『ち』向け」が「よりお手軽な A パターン」とは、話が逆ではないでしょうか？

ii 提出書類通達内部の整合性の考察(1)

「それ以外地域」向けは、「4 項パターン」では F なのに、「8 項パターン」では A。

まあ 4 項と 8 項では地域区分のやり方が違いますから、そのせいではないかという方もおられましょう。そこで地域区分の境界線を確認しておきましょう。

3 段階分類	MTCR	WA
かなり安心	「い①」；ホワイト国	「い①」；ホワイト国
まあ安心	「ほ」；非ホワイト国だが MTCR に加入しており、かつ比較的安全的な印象の 5 か国 トルコ・ウクライナ アイスランド・ブラジル・南ア	「と②」；非ホワイト国だが <b>特段のワケアリ</b> （「ち」）に当たらぬ地域
それ以外	「へ」；上記以外	「ち」；ワケアリの 11 か国すなわち ・輸出令別表第 4 の 3 か国（イラン・イラク・北朝鮮） ・同別表第 3 の 2 の 8 か国（アフガン・中央アフリカ・旧ザイール＝コンゴ民主共和国・エリトリア・レバノン・リビア・ソマリア・スーダン）

細かい話はともかく、「ち」地域の 11 か国はすべて「へ」に含まれることは読み取れたかと思えます。（同時に「ほ」は「と②」に含まれるわけです）



以上を踏まえて「4項パターン」と「8項パターン」の地域別書類セットを見ると

	い①	と②	ち
		ほ	へ
4項パターン	A・局	F・本省	F・本省
8項パターン	A・局	F・本省	A・本省

「4項パターン」と「8項パターン」で「ち」地域向けの扱いが異なるというのは整合性に問題ありと思いませんか？

### iii 提出書類通達内部の整合性の考察(2)

下記は提出書類通達の抜粋です。

#### 提出書類A

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
①	輸出許可申請書	2通	運用通達 別表第3
②	申請理由書	1通	運用通達 別表第3
③	契約書等及びその写し	各1通	別記1 (イ)

注1：申請理由書には、担当者氏名、所属部署名、電話番号及びFAX番号を記載すること。また、「2 貨物名」には、商品名、型番及び等級に加えて製造者名も記載すること。「4 その他」には、当該貨物の使用目的、使用方法、取引の経緯及び積み戻しの有無について記載すること。「い地域①」以外を仕向地とするものであって、需要者が確定していない輸出の場合にあっては、需要者として予定又は想定される者について、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関が含まれているかどうかの確認を行い、かつ、「ち地域」にて転売される予定がないことの確認を行ったかどうかについて記載すること。

「ち」地域向け申請書類なのに、「ち」地域にて転売される予定がないことを確認とおっしゃる。(私には、「ち」に入るのは阻止したい、という意味に聞こえます) これは一体どういうことでしょうか？

そういったわけで私は、提出書類通達制定時のパブリックコメントで「おかしくないか？」と問題提起を致しました。ところがその答えは意外にも下記の如し；

39	<p><b>P10～ 別表1「貨物、仕向地及び提出書類」</b>  <b>【意見内容】</b>                  「8の項(省令第7条第三号ハ・ホ)」の「ち地域」向け申請は、誓約書不要のAパターンとなっています。「と地域②」向けでさえ要誓約書(Fパターン)であることを考えると、これは誤植ではないでしょうか？ 再検討をお願いします。</p>	<p>誤植ではございません。原案のとおりといたします。</p>
----	--	---------------------------------

「誤植じゃない」とすれば「原作者が間違えたのだ」ということでしょうか。パブリックコメント史上でも稀有な例ではないかと思えます。

#### ◆最後にひとこと

冒頭にも述べましたが、元々本稿を作ったのは、私自身のためのマニュアルがほしいという気持ちからでした。

地域区分の「い・ろ・は・に…」にせよ、書類パターンの「A・B<sub>1</sub>・B<sub>2</sub>…」にせよ、私たちにとっては、二進法の0や1と同じただの記号です。もし「通達の表にそう書いてあるから」というだけで、書類作成の手を動かすとすれば、機械が命令を実行しているのと同じになります。

まあ、たまに申請を行うのであれば、全く問題ないでしょう。しかし私は、国から許可申請の業務独占資格（大仰な言い方で恐縮！）を得た者として、それでは恥ずかしいと感じました。

ほら、世間には人からものを聞かれるたび、「XXにそう規定されている」だの「詳細はXXに定めてある通りです」だのと厳かに教を垂れて下さる**専門家**がいますよね。でもそれって要するに「そう書いてあるから」ということでしょうか。「そう書いて」ありさえすれば、本稿《附録》でふれたような「ヘンな規定」であっても気にも留めないんですよ。

何かにつけて「そう規定されている」と厳かにおっしゃるくせに、実はちゃんと条文読んでいない**専門家**の何と多いことか。

専門家を名乗りながら意味もわからぬまま「表にそう書いてあるから」でお茶を濁し続けるとしたら、それは（TVで評判の博識少女の言葉を借りると）「ボーッと生きている」ことになるのではないかと私は思うのです。

そういう背景で書いた本稿ではありますが、みなさんのお仕事の助けになるなら大変うれしく思います。